

令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務の
プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

(1) 様式

- ・ A 4 または A 3 の用紙を使用し、A 3 の用紙を使用する場合には A 4 の大きさに折って編纂してください。A 3 を使用した場合は、A 4 で 2 ページ分とカウントしてください。
- ・ 正本はファイル綴じにせずに、クリップ等でとめてください。
- ・ 副本は 1 部ごとに 2 穴 A 4 判タテ型ファイルに綴じてください。ただし、ファイルには業務名及び事業所名等の記入をしないでください。
- ・ 画像を使用する場合はカラーコピーとしてください。

(2) 表紙

- ・ 企画提案事業者名、代表者名、所在地、担当者名、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを記載のうえ、押印してください。

(3) 必須記載事項

① 業務への取組体制、スケジュール

- ・ 業務推進体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割、再委託先が存在する場合は、その明確な役割分担を記載してください。
- ・ 業務の実施場所及びセキュリティ管理体制について記載してください。

② 納品物

- ・ テキスト見本

※仕様書において使用を必須とするテキストに加えて、その他のものを使用する場合（同様の業務で使用したテキスト等）

③ 経費見積

- ・ 提案内容に基づき委託業務を実施した場合の参考見積額を、令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務募集要領「2 見積限度」の範囲内で記載してください。

2 提出部数

企画提案書 正本 1 部、副本 8 部

3 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

※持参の場合は、下記5の担当者に直接手渡してください。担当者が不在の場合は、生涯学習課職員に直接手渡してください。

4 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

5 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育委員会事務局生涯学習課（担当：坂本、山本）
電話番号 088-821-4897

6 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します（ただし、直接持参いただいた場合を除く）。

7 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

本事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」という。）において、放課後児童クラブに配置が求められる放課後児童支援員の資格者を認定するための研修事業です。

高知県内の放課後児童クラブに従事している、または従事しようとしている者で、かつ、省令基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者に、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、省令基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものです。

(2) 事業の要件

別途定める「令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型プロポーザル仕様書」の内容を満足する構成を提案、作成してください。

(3) 特に提案を求めるポイント

別途定める「令和7年度高知県放課後児童支援員認定資格研修実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定める審査基準に沿った提案内容であること。

8 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1法人1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する内容を遵守してください。